

**新潟県企業局管理規程第6号**

新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成26年5月30日

新潟県企業管理者 早 福 弘

新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県企業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）に対応する同表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 物品等 特例政令第2条第2号に規定する物品等をいう。</p> <p>(3) 特定役務 特例政令第2条第3号に規定する特定役務をいう。</p> <p>(4) 一連の調達契約 特例政令第2条第5号に規定する一連の調達契約をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(競争入札参加者の資格に関する審査等)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p><u>2 企業局長は、前項に規定する審査の結果、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格がないと認めた者から請求があるときは、当該資格がないと認めた理由を書面により通知するものとする。</u></p> <p><u>3 企業局長は、第1項の規定により一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格を審査したときは、当該資格を有する者の名簿を作成するものとする。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 前項の公示においては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 施行令第167条の5第1項又は第167条の11第2項に規定する資格に関する文書を入手するための手段</u></p> <p>(一般競争入札の公告)</p> <p><b>第5条</b> 特例政令第6条に規定する公告は、一般競</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 物品等 特例政令第2条第1項第2号に規定する物品等をいう。</p> <p>(3) 特定役務 特例政令第2条第1項第3号に規定する特定役務をいう。</p> <p>(4) 一連の調達契約 特例政令第2条第1項第6号に規定する一連の調達契約をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(競争入札参加者の資格に関する審査等)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p><u>2 企業局長は、前項の規定により一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格を審査したときは、当該資格を有する者の名簿を作成するものとする。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 前項の公示においては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(一般競争入札の公告)</p> <p><b>第5条</b> 特例政令第6条に規定する公告は、一般競</p>

争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前（最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨の規定をした場合に限る。））に、県報によりしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。

2・3 （略）

（指名競争入札の公示等）

**第6条** 特例政令第7条第1項に規定する公示については、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

2・3 （略）

4 特例政令第7条第2項の規定による通知は、指名競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24日前（最初の契約に係る公示において最初の契約以外の契約に係る公示を少なくとも24日前に行う旨の規定をした場合に限る。））にしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。

（入札説明書の記載事項）

**第8条** 特例政令第8条の規定により交付する文書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 特例政令第6条又は第7条第1項の規定により公告又は公示をするものとされている事項（特例政令第6条第6号に掲げる事項を除く。）

(2)～(5) （略）

(6) 電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して契約の手続を行う場合においては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項

(7) （略）

（入札の方法）

**第9条** 特定調達契約に係る入札は、入札書を封書にし、第5条第1項の公告又は第6条第1項の公示において指定した日時及び場所に提出しなければならない。ただし、電子情報処理組織を使用する入札（以下「電子入札」という。）は、財務規程第151条の2第1項（財務規程第164条において準用する場合を含む。）の規定により行うものとする。

争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前）に、県報によりしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。

2・3 （略）

（指名競争入札の公示等）

**第6条** 特例政令第7条に規定する公示については、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

2・3 （略）

4 特定調達契約に係る施行令第167条の12第2項の規定による通知は、指名競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24日前）にしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。

（入札説明書の記載事項）

**第8条** 特例政令第8条の規定により交付する文書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 特例政令第6条又は第7条の規定により公告又は公示をするものとされている事項（特例政令第6条第5号に掲げる事項を除く。）

(2)～(5) （略）

(6) （略）

（入札の方法）

**第9条** 特定調達契約に係る入札は、入札書を封書にし、第5条第1項の公告又は第6条第1項の公示において指定した日時及び場所に提出しなければならない。ただし、電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）は、財務規程第151条の2第1項（財務

2～4 (略)	規程第164条において準用する場合を含む。)の規定により行うものとする。 2～4 (略)
---------	---

附 則

この規程は、公布の日から施行する。